○○年度第○回　社会福祉法人　○○会　評議員会議事録

１　日　時　　○○年○○月○○日（〇曜日）午前〇時から〇時まで

 ２　場　所　　社会福祉法人　○○会　○○○園　会議室

 ３　出席者　　評議員総数　　○名

　　　　　　　　評議員出席者　○名

　　　　　　　　　　○○○○　○○○○　○○○○

　　　　　　　　　　○○○○　○○○○　○○○○

※その他の出席者がいた場合

　　　　　　　　理事出席者　　○名

　　　　　　　　理事長　○○○○

　　　　　　　　理　事　○○○○

　　　　　　　　監事出席者　　○名

　　　　　　　　監　事　○○○○

　　　　　　　　監　事　○○○○

　４　欠席者　　評議員　○○○○

５　議　長　　○○○○

　６　議事録作成者　○○○○

７　決議に特別の利害関係を有する評議員

　　　該当者なし

８　議題及び議案

　　　議題（１）理事及び監事の選任について

　　　　第○号議案　理事○○○○の選任について

　　　　第○号議案　理事○○○○の選任について

　　　　第○号議案　監事○○○○の選任について

　　　　　　　　　　　　　・

　　　　　　　　　　　　　・

　　　　　　　　　　　　　・

議題（２）定款変更について

 　　　第○号議案　社会福祉法人○○会の事業追加にかかる定款変更の承認について

議題（３）計算書類及び財産目録について

 　　　第○号議案　社会福祉法人○○会の○○年度計算書類及び財産目録の承認について

報告事項について

　　　　○○年度の事業報告について

９　議事の経過の要領及びその結果

 　　　評議員○名中○名の出席をみたので、評議員○○○○が仮議長となり、直ちに議長の選任を求めたところ、議場から仮議長を推したい旨の動議があり、満場の賛成を得て、評議員○○○○が議長となった。

　　　次に、議長は議事録署名人として、評議員○○○○及び評議員○○○○を指名する旨を議場に諮ったところ、満場の賛成を得たため、両名を議事録署名人に指名し、議事に入った。

　　　　審議に先立ち、理事長より評議員会の招集通知において、決議事項に特別の利害関係を有する評議員が存するか確認した結果、本日の議案について該当する評議員がいない旨が報告された。

１０　議事の顛末

　　　議題（１）理事及び監事の選任について

　　　　第○号議案　理事○○○○の選任について

 　　　　議長は、当評議員会の終結をもって現理事の任期が終了するにあたり、理事○○○○を選任することについて出席評議員に賛否を諮ったところ、全評議員の承認を得て可決した。

第○号議案　理事○○○○の選任について

 　　　　議長は、当評議員会の終結をもって現理事の任期が終了するにあたり、理事○○○○を選任することについて出席評議員に賛否を諮ったところ、全評議員の承認を得て可決した。

第○号議案　監事○○○○の選任について

 　　　　議長は、当評議員会の終結をもって現監事の任期が終了するにあたり、監事○○○○を選任することについて出席評議員に賛否を諮ったところ、全評議員の承認を得て可決した。

　　　　　・

　　　　　・

　　　　　・

議題（２）定款変更について

 　　　第○号議案　社会福祉法人○○会の事業追加にかかる定款変更の承認について

 　　　　議長が○○事業の追加に伴い定款変更が必要な旨を説明し、別紙定款（案）を朗読ののち、社会福祉法人○○会の定款を変更することについて、出席評議員に賛否を諮ったところ、全評議員の承認を得て可決した。

議題（３）計算書類及び財産目録について

 　　 　第○号議案　社会福祉法人○○会の○○年度計算書類及び財産目録の承認について

 　　　　議長は、事前に各評議員へ提供されている社会福祉法人○○会の○○年度の計算書類及び財産目録について、理事長○○及び監事○○に説明を求めた。

　　　　　議長から指名を受けた理事長○○及び監事○○により説明があったのち、社会福祉法人○○会の○○年度の計算書類及び財産目録について、出席評議員に賛否を諮ったところ、全評議員の承認を得て可決した。

報告事項について

　　　　○○年度の事業報告について

　　　　　理事長○○○○より、別紙「○○年度事業報告書」により説明がなされ、全出席評議員がこれを了承した。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、○○時○○分に閉会した。

なお、この議事録の正確を期するため、議長及び議事録署名人は次のとおり署名する。

　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　議　長　　○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　署名人　　○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　署名人　　○○○○

※１　評議員会の日から法人の主たる事務所に10年間備え置く必要があります。

※２　評議員会議事録は、社会福祉法施行規則第２条の１５第３項で記載事項が規定されており、「議事録作成者（議事録の作成に係る職務を行ったものの氏名）」の記載が必要です。

※３　定款に議事録署名人（議事録に署名又は記名押印することと定められた者をいう。）を定めている場合には、定款に従って署名又は記名押印してください。

なお、法令上は、評議員会の議事録に、出席した評議員が署名又は記名押印をすることを必要とする旨の規定はありませんが、議事録の内容が適正なものであることを担保する観点から、定款に議事録署名人に関する規定を設けることが望ましいとされています。（「指導監査ガイドライン」より）

※４　評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員が加わることはできないことから、当該特別の利害関係を有する評議員の存否については、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認しておく必要があります。